

(2015.9) 元気なうちに成年後見契約を 任意成年後見人を体験して

7月に“くらしの相談センター”へこれからの生活のことを考えると心配で夜も眠れないという相談が4件ありました。

日進町のSさんとOさん、渡田のTさん、富士見町のTさん、共通しているのは4人も80代の一人暮らしで後の面倒を見てもらう人がいないので後見人になって欲しいという相談でした。

成年後見制度には法的後見と任意後見がありますが、今回は転ばぬ先の杖と言われている任意後見制度について解説させていただきます。

任意後見制度とは

任意後見は、本人が健常なうちに後見受任者を指定し、精神上的障害により判断能力が不十分となった時の自己の生活、療養・看護と財産管理に関する内容を契約しておく制度です。自己決定と本人の保護を重視するという新たな成年後見制度の考え方を最も具現化した制度と言えます。

くらしの相談センターでは、任意後見についての相談が来た時にはその人の関係者がいれば一緒に集ってもらい、皆の意見を聞きそれぞれから要望や疑問を出し合ってもらい、まとまったところで公証役場へ皆で行き無料の事前相談を行います。

公証役場での契約

公証役場で公正証書の案文を作成します。メールまたはファックスで送られて来た案文を再度皆に見てもらい、修正するところは修正してOKになれば、再度公証役場に行き公証人と2人以上の証人の立会いのもとで契約するものです。

契約時に必要なものは本人の戸籍抄本と住民票と印鑑証明書と実印、後見人の住民票と印鑑証明と実印です。交渉契約に係る費用は財産が1千万円で約7万円です。

転ばぬ先の杖とも、備えあれば憂いなしとも言われる任意成年後見契約を急いで行ってください。70歳になったら60代の人をお願いするのが最も理想的です。